

**i** 群馬県内で適用される最低賃金はすべて改定されました

群馬労働局

群馬県特定(産業別)最低賃金(4業種)は、令和5年12月29日に改正発効しました。令和5年10月5日に発効した群馬県最低賃金と併せて、県内で適用される最低賃金は下記のとおりです。

◆群馬県内の最低賃金(1時間あたり)

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)		935円
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	1,017円
	一般機械器具製造業	1,006円
	電気機械器具製造業	1,006円
	輸送用機械器具製造業	1,006円

最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

また、中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する「業務改善助成金」の申請期限が令和6年1月31日に迫っています。この助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。ぜひご活用ください。

問合せ

[最低賃金について]  
労働基準部賃金室  
TEL: 027-896-4737

[業務改善助成金について]  
業務改善助成金コールセンター  
TEL: 0120-366-440



業務改善助成金  
リーフレット

**i** インボイス制度に関するよくある問合せを公開

経済産業省・財務省・国税庁

インボイス制度の円滑な定着に向けて、事業者からインボイスコールセンター等へ多く寄せられる問合せの公表や相談窓口一覧を随時更新。各種相談体制・支援策等については、制度開始後も継続する予定となっておりますので、適宜ご確認ください。



インボイス制度  
特設サイト

**i** 「年収の壁・支援強化パッケージ」開始

厚生労働省

キャリアアップ助成金のコース新設及び企業の配偶者手当の見直し促進等の各施策を含む、「年収の壁・支援強化パッケージ」が始まりました。パート・アルバイト等の短時間勤務者が「年収の壁(給与所得が特定の金額を超えた場合に、社会保険料や税金の負担が増え、手取り収入が下がる現象)」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

新設した「社会保険適用時処遇改善コース」は、労働者の収入を増加させる取組みを行った事業者により、労働者1人につき最大50万円を助成します。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、下記のコールセンターの他、労働局またはハローワークまで。



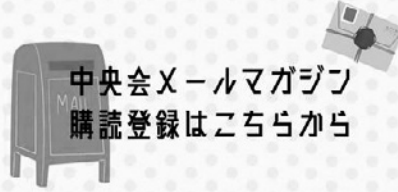
厚生労働省  
HP

問合せ


年収の壁突破・総合相談窓口  
TEL: 0120-030-045

◆商工中金相談所スケジュール

前橋支店 9:00 ~ 15:00



**中央会メールマガジン  
購読登録はこちらから**



<編集後記>

◆新年あけましておめでとうございます。多くの会員組合の皆様から年頭所感及び新年名刺広告をご寄稿いただき、新年の幕開けにふさわしい華やかな号となりました。ご協力いただき、誠にありがとうございます。

◆ご挨拶をじっくり読みながら、昨年を振り返ります。名前が持つ力は大きく、一度目にすると自身の記憶センサーが反応するようになり、お付き合いがある方はバーチャル映像のように名前の上にお顔が浮かびます。

◆名前とお顔の一致は、仲を深めていく上で、とても大切なことです。2024年は、誰かの記憶の中で、笑顔の私を思い出してもらえるような一年にしたいです。  
(S・I)